

令和5年度 第3回 藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日時：2023年（令和5年）10月26日（木）

午前9時半から11時半まで

会場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委員：石渡代表、齊藤副代表、山本委員、石井委員、飯塚委員、新城委員、
都築委員、向井委員、小野田委員、松井委員、八十島委員、
船山委員、小川委員、澤野委員、高山委員、奥田委員、富澤委員、
沼井委員、戸高委員、露木委員、村松委員、西岡委員

計22名

欠席2名

事務局：佐藤福祉部長

子ども家庭課（金子、安田）

障がい者支援課

（臼井、星野、真下、増田、鎌田、岩本、竹原、宮治、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計13名

傍聴者：5名

1 開会

（事務局：臼井）

おはようございます。本日もお忙しい中、総合支援協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。それでは、これより令和5年度第3回になります障がい者総合支援協議会を開会いたします。

（1）委員出欠の確認

(事務局：臼井)

続きまして委員の出席状況および資料について事務局からご案内をいたします。

(事務局：伊原)

よろしくお願ひいたします。委員の出欠状況につきましてお伝えいたします。本日委員名簿一番加藤委員はご欠席のご連絡を事前にいただいております。全24人中23名ご出席をいただいております。

(2) 資料の確認

(事務局：伊原)

続いて資料につきましてご確認させていただきます。事前配付資料としては配布資料の通りです。参考資料及び追加資料につきましては先のご説明のとおりデータでの送付させていただいておりますので、ご承知おきをお願いいたします。紙資料をご要望の方につきましては、後日個別に送付をさせていただきますので、事務局までお申し付けいただけますようお願いいたします。次に前回協議会の議事録につきまして、昨日まで修正のご意見をいただいておりますが、この場でご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。意見の締め切りは11月2日までとさせていただいておりますので、引き続きご意見等ありましたら事務局までご連絡をお願いします。

2 報告事項

(1) 第2、3、4回 計画検討委員会について

(事務局：臼井)

議事に入らせていただきます。ここからは進行、石渡代表をお願いいたします。

(石渡代表)

おはようございます。それでは本日も様々な議題がございますので、早速報告事項ということで、計画検討委員会についてのご報告を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料1-1から資料1-4について、ご説明いたします。3回分の報告と計画の素案についてとなります。

資料1-1からお伝えします。第2回の会議は、7月11日に行われました。内容は、まず、第1回の総合支援協議会と第1回の各専門部会の報告が行われました。続いて、協議事項として（1）令和4年度ふじさわ障がい者計画実績、（2）見直しの骨子、（3）中間見直しに向けた方向性及び重点推進項目について意見交換を行いました。

資料1-2です。第3回の会議となります。8月8日に開催されました。内容は、はじめに（1）第2回藤沢市障がい者総合支援協議会、（2）総合支援協議会等のあり方についてご報告を行っております。次に、（1）中間見直し重点推進項目、（2）素案について協議いたしました。

資料1-3です。第4回の会議となります。9月12日に開催されました。内容は、まず、令和4年度第6期ふじさわ障がい福祉計画・第2期ふじさわ障がい児福祉計画のモニタリング状況について報告いたしました。次に、（1）素案、（2）サービス見込み量等算出の考え方について、意見交換いたしました。

資料1-4です。こちらが素案となっております。今回の素案の見直しのポイントは次のとおりです。令和4年度に実施した聞き取り調査、当事者アンケート調査の結果と国・県の動向を踏まえ、中間見直しに向けた課題と方向性を検討し、見直しのポイントを取りまとめました。国・県の動向については、現行計画の策定以降、障がい者総合支援法、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児等支援法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定があったことを踏まえ、施策の方向性、サービス、事業の見直しを行いました。また、次期改定時の数値目標の設定に向け、「課題の整理」中の「事業・取組の評価」「アンケート・ヒアリング結果による課題整理」をできる限り定量化し、見直し後の評価に適用します。

（2）第2回 各専門部会について

（事務局：鎌田）

続けて専門部会の報告をしていきたいと思えます。相談部会につきましては、奥田委員お願いしてよろしいでしょうか。

(奥田委員)

相談支援部会の実施報告をさせていただきたいと思えます。8月9日に開催をさせていただきました。内容ですが、報告等が終わりまして協議事項は2点になっております。まず、昨年度から課題としていた安全・安心プランの普及啓発などについて皆さんと協議を行っております。受給者証更新の際に同時に周知ができないか、説明会を開催した方がいいのではないかと、また相談員だけではなくサービス管理責任者の方たちも一緒に作成に携わってもらうことができないかなどの意見や、安全・安心プランが作られて、それが皆さんと一緒に支援者間や近隣の方たちと共有される際に、なかなか個人情報の保護の観点からその周知が難しくなっている側面があるというご意見や、緊急時の受け入れのところで、その日の空き次第にはなるけれども、やはりこういったプランが作られることによって、どこに繋がっているかがプラン1枚で明確になっていてそこからの道筋がつきやすくなっている効果があるのではといったご意見がありました。また、実際作るとなると、やはりご本人のお気持ちを汲んでプランを作成するためには何らかの形で相談支援が関わっていくことが必要なのではないかというようなご意見が出されました。合意事項として、安全・安心プラン周知の拡大を進めていく。また本日の協議事項にあります、安全・安心プランの③の災害時個別避難計画については後ほど皆様と協議させていただければと思えますのでよろしく願いいたします。また、専門部会のテーマに関する意見集約を皆様とさせていただきました。

(齊藤副代表)

続いて、重度障がい者支援部会からです。8月16日に行われまして重度障がい者支援部会としては最初、重症心身障がい者部会ということで始まって、課題を上げていったところやはり、重心の方に限らない話ですが、医療的ケアがある方に対する支援が足りていない実態が見えてきたというところで、課題の設定を医療的ケアの必要な方々の支援についての部会ということで約10

年間やってまいりました。その結果を去年、提言書として出させていただいてまとめてまいりました。今年度については提言でお願いした会議体がどういう形になるか解決に向けての協議の場のようなものをどうやって具体化していただけるでしょうかというところのお願いと、それから次年度の部会の構成の中では、今の形での存続はむしろ必要がないというかその形ではなくて医療その他含む広い範囲での協議の場で継続をしてやっていただければということで改めて部会の最後にそういったことを皆さんが意見をまとめて総合支援協議会に報告をしていこうということになっております。また今年度から医療的ケア児の相談の事業が始まっておりますのでそれとの関連もありますので、それも併せて今年度中に途中の報告となりますけれどもしていくということになると思っております。今回は12月頃の開催予定ということで今まだ日程調整中です。

(齊藤副代表)

私からは令和5年度第2回権利擁護部会の実施報告をさせていただきます。開催日時は8月25日金曜日になっております。内容としては総合支援協議会との報告、また権利擁護部会の協議内容等についてのご報告した後に、承認事項としましては次年度の部会のあり方についてというところで協議をさせていただきました。委員の皆様からのご意見としましては、やはり一番多かったのが本人参加型の協議会というところで、協議会及び部会の運営が必要というところで、特に知的障がいや精神障がいの方が、参加しやすい発言しやすいような支援者のサポートを受けながら発言できるような形の会議体にしてほしいというようなご意見が出ております。また同様に、参加者の方々における合理的配慮として、当日突然会議に来てご意見を求めるというようなことではなく、事前に趣旨を説明してそれに基づいてご準備いただき、その中で自由な発言をしていただくということがご本人や他の参加者の経験にも繋がっていくのではないかと思います。また、現在は各所属団体の代表が今後の協議会等へ参加するという趣旨になっておりますけれども、そこだけではなく市民代表として参

加してもらふことで、多くの方々の発言の場を作ることができるのではないだろうかというようなご意見等をいただいております。

(船山委員)

就労・進路支援部会について船山から報告させていただきます。2023年の9月8日午後から行いました。参加している方たちはご覧の通りでございます。もう1枚目の方に行っていただいて、報告事項として総合支援協議会と計画検討の実施報告があつて、協議事項としては、部会の中で今、職業アセスメントシートを作っております、そのアセスメントシートの運用までの流れと運用方法について取り入れるべき視点のご意見を皆さんから伺いました。アセスメントシートに関しての意見に関しては、アセスメントをする上では、できる、できないという評価のみならず、こういった配慮や環境要素を整えればできるようになるという視点を持つことが大事だとか、組織としてそのような配慮をして行った支援や、こういう配慮を行えばこういう作業が可能になるといった視点を持って書き込み欄を作ると良いのではないかとか、あとは学校では評価だけでなく、経過環境なども一緒に記載し、アセスメントの蓄積が実習への手立てや情報提供の資料にもなるようにしていってほしいというような意見があつて、また担任に評価が変わらないようにできる限り共通したトライで書くようにしているというお答えもありました。またアセスメントをする人材の育成や、力量も重要でなくてはいけない。またいろいろな視点からアセスメントを行い、照らし合わせて作っていく方が良いのではないかとといった意見や、アセスメントを実際に行ったことによって、就職率や雇用率を数値としてどのような効果があるのかを考えていく必要があるといった意見がありました。また専門部会のテーマに対する意見集約についてもご意見を伺いまして、就労系のサービスと生活介護の併用について考えることも必要ではないか、あとは働くことで地域の人たちと喜びあえる地域貢献、まち作りや農福連携などを考えていけるような事業所のあり方についてだとか、就労選択支援について議論をしてみた方がいいのではないかと、また就労のみならず、学齢期からの支援を組み立てるためのアセスメントを行うことで、教育から福祉へのスムーズな移行

ができるような仕組みについていわゆる切れ目のない支援についてどう支えていったらいいのか、いろいろな人たちが働くという選択をした上で、どのようなチームや支援体制を作っていけるのかが大事なのかというような意見が出ました。

(石渡代表)

ありがとうございました。今のご報告について、ご質問ご意見ある方いらっしゃいましたらお願いいたします。特にご質問ご意見はないようですがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

3 協議事項

(1) 「安全・安心プラン」(案)について

(石渡代表)

それでは次に進ませていただきます。協議事項に入ります。まず安心・安全プランについてお願いいたします。

(奥田委員)

資料3-1をご覧くださいと思います。今回この協議事項をご提案させていただいた背景といたしましては、令和3年5月の災害対策基本法の改正によって、障がいのある方の避難行動要支援者の個別支援、個別避難計画の作成について、概ね5年間で作成することが市町村の努力義務とされました。これを受けて本市におきましても、避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を作成して、個別避難計画作成に向けた各種取り組みを行っております。こちらの個別避難計画の内容ですが、避難場所への移動を考えることが主な内容となっております。障がいのある方の障がい特性や避難先での環境設定には全く触れていないので、要避難行動支援者である障がいのある方にとってはなかなか情報としても不足している部分がたくさんあるというところがあります。総合支援協議会での動きといたしましては、令和3年度に重度障がい者支援部会さんを中心に障がいのある方の特性、避難行動及び避難先での環境設定も想定した安全・安心プランの案を作成しました。従来の安全・安心プランに、避

難行動要支援者の状態や避難支援者、避難支援、安否確認、情報伝達者、あとは避難誘導時や避難先での留意事項など、緊急時災害時に必要な情報を付加したのになっております。これを受けまして、令和4年度に相談支援部会において、新たな安全・安心プランの案について今後周知を行い、利用者の拡大を向けて検討を進めていくということになりました。今後ですが、緊急時災害時対応を考慮した安全・安心プランを総合支援協議会の委員の皆様にお伝えするとともに、新たな安全・安心プランを市内での周知及び作成の拡充を図っていくということについてご了承をいただきたいと考えております。資料は3-2が、まずは基本の今までホームページとかにも載っていますけれども、安全・安心プランになっております。これに追加して、安全・安心プラン③災害時の個別避難計画ということで、こちらは災害時の様々な情報が入っているような安全・安心プランになっております。

(石渡代表)

ご説明ありがとうございました。個別避難計画なども含めた新しい安全・安心プランをご紹介いただきましたが、ご質問やご意見おありの方いらっしゃいましたらお願いします。

(齊藤委員)

ご質問いろいろいただく前に補足させてください。今ご紹介いただいた通り以前、重度障がい者支援部会で案を作らせていただいたものが元になっております。これを作った経過ですが、やはり避難をすることだけに特化してしまう計画にすると、結局避難先で暮らせない状態の方が多いという問題が解決できない。また在宅避難になった場合に、平日頃の留意点はそのまま普段の生活の延長線上として、問題がさらに特化した形で出てくる可能性があたりとかいような通常でない状態が予想されます。そのときにどういったことが必要なのかを、藤沢で言えば危機管理課などでやってもらえますかという話を途中でしましたが、やはり危機管理課の立場とすると一般市民全体の話が、計画を作る立場なのでかなり避難行動要支援者の計画もありますが、具体的なところまでは踏み込んでやれないという立場だということがわかりましたので、やはりこ

それを普段の生活がわかっている我々が作っていくしかないだろうというところで、特に医療ケアの方などは大変な状況になるのは目に見えたので、そこを中心にいろんな方が使える物を一般化した形でのプランを作ったらどうかという中で、元々ある安全・安心プランというのは普段の生活がキープできますので、そこプラスという考え方で作ると汎用性があるのではないかということで、この案を作らせていただいたということになっております。東日本の災害のときには、近隣の県と比べて宮城がやはり非常に障がい者の方の被害が多かったということがあります。それなぜかということ、宮城の場合、在宅志向ということで入所をやめていく方針で、在宅の方が非常に多かった状況がありました。普段在宅で暮らすことはそれぞれよいのですが、やはりその分かなりリスクに関しては脆弱な地域環境であるということをも裏返してあったということがありますのでやはり、藤沢をはじめこの地域も施設より在宅の方が圧倒的に多いことを考えると、喫緊の課題かというところで取り組んでまいりました。

今、相談支援部会の方で具体的に進めていっていただくことを考えていただいているようですが、特に普通のプランと違うのが、インフォーマルな方々をどこまで巻き込めるかがポイントになります。避難支援者という項目がありますが、そこは使っている事業者とかヘルパーさんと相談員が、皆さんのところまで行けるわけではないので、また行政もすぐ動けるわけではありませんのでそうすると近くにいる方しかいないという状況なので、そことどう繋がるかがポイントになります。ですから計画書をうまく作るだけではなくて、地域の中に入り込んでいき地域作りも一緒にしていくような動きが必要になってくるというようところが非常に大きな特徴になるかと思っております。これがうまくいっていくと、関係性が薄くなっている地域が改めてこの形でも作っていきつけかけになるかもしれないという期待も込めて、普段のことも含めて、支援者が増えていくのではないかという思惑が入っております。

(石渡代表)

ここまでのご説明で他に何かお気づきになった方いらっしゃいますでしょうか。はい、石井委員お願いします。

(石井委員)

昨日の会長会でも災害時の避難行動計画に私ども民生委員も、なるべく協力していこうという話でしたが、ただ、個別プランの中に民生委員の名前がきちっと書かれるようになっております。そうしますと、その災害時の中ですぐに動けるっていう方は本当に少なく、ご自身の安全と家族の安心安全を確認した上で近隣の方の支援に入るわけですけれども、ここに書いてあるから民生委員がすぐ来てくれると皆様が思われるという懸念があります。でもそれは大事なことで、日頃からの皆様とお付き合いがございますので、把握している方についてはきっと、民生委員さんは率先して支援に入られると思いますが、ただ、この情報が重度支援者の方とか特別に必要とする方に私どもは、その自治会の方が手を挙げてこの方は情報提供していいですという方の資料だけいただいているわけで、その方といつもコンタクトが取れているということではありませんので、その点が非常に心配な課題だと昨日もお話がありました。そしてその中私どもの西部地区民児協ですが、先日、ケアマネージャーと私どもの西部地区民生委員の防災委員会の主催でケアマネージャーやいろいろなところから来ていただいてどのような活動をそれぞれしていращやるかの情報交換の中で、やはりその災害時のことが出まして、ケアマネージャーさんによってはとても迅速にご自分の気にかかる方の方に連絡しそして近隣の方の民生委員さんにも連絡していただける非常に連携がとれている方もいращやいました。そのため大事な点ではございますが、あまりにも過剰な期待が民生委員の方にかかってくることに關しては、私どももすぐその迅速にできるときできないときございますので、その点を考慮していただきながら、プランを皆様に発表するときには民生委員の名前が書いてありますけれども、必ずしもすぐご支援ができるという状況ではないことも含みおきながら、お作りいただきたいなと思っております。

(都築委員)

安全・安心プランの3のペーパーですが、このままでは知的発達障がいを対象に使うのは難しいかと思いました。このシートを使うのであれば、避難行動

要支援者の状態のところに追加してほしい項目があります。コミュニケーションと感覚の欄がまずは必要かと思います。おそらくこれは理由記述するような形で想定していただいているのかと思いますが、この2点に関しては、自閉症発達障がいの人に関しては、医療器具に当たるようなものと同じぐらいにその人たちにとってはとても必要なことであるので、特にこれは災害時緊急時に使うものですし、ぱっと見て目に入るような場所にこの情報は書けるようにしてほしいと思いました。

(石渡代表)

ありがとうございました。コミュニケーションや感覚も確かに、たくさんの方がいる中で非常に音や光に敏感な方が多いわけですから、そこをどうするか、例えばコミュニケーションという点では、聴覚障がいの方の場合も災害時の避難との関連でコミュニケーション手段が大事になってくるので、そこも含めてコミュニケーションを入れていただくのはとても大事なことかと思いましたが、聴覚の話をしました。何か補足あればお願いしてよろしいですか。

(飯塚委員)

プランではコミュニケーションが大事になると思いますので、私達の場合だと筆談なのか、手話ができる、できないなどをコミュニケーション方法として細かく入れていただければいいのかと思います。

(松井委員)

安全・安心プランの現在の作成状況について、これからも広がり而努力してやっていきたい部分だと思いますが、実際、安全・安心プランを作っている状況の数字的な部分が計画としてどういった形で広がっていく見込みを検討されているのかが一つと、あとこれを作って終わりっていうわけでは当然ないと思いますし、更新をかけていくっていうところで、相談支援部会で検討している以上は相談に関わることはイメージがつかますが、それ以外の方でサービス提供事業所のサービス管理責任者とかいろいろな方が関わりを持っていくのかというところで、実際広げていく具体的なものを考える場合には、関わる人に対して研修などといった形でなるべく身近な人と繋がっていけるようになっていく

部分で、研修などを行っていくことが必要かと思いました。障がいという言葉でくると幅広い様々な事情を持った方たちが地域で暮らしていらっしゃるのです、その辺の専門性の担保が、この様式の中でいろいろ追加項目として今、各委員の皆様からご意見ありましたけども、その辺の工夫が、紙が増えると使いづらくなってしまいかとは思いますが、ただ様式の中で一つ、藤沢版ということが示せるとすごく実効性の高いものになると思しますので、ぜひ検討を進めていただければと思います。

(事務局：鎌田)

現状、安全・安心プランのご利用は116件です。プラン作成数は、97件になっています。先ほど奥田委員からご説明ありましたとおり、基本的には概ね5年というところで努力義務と、後ろが実は令和8年になっています。そこを考えると我々市としてもそこはしっかりとやっていきたいという気持ちを持っておりまして、今、現在想定として考えているのは少なくともサービスを使っている方々は、当然支援が必要な方々が非常に多くいるということも含めて、支給決定させていくサービスの支給決定をさせていただいている方々については、安全・安心プランなるべくつけていきたい。人口の増加それから障がい者数の増加も含めて令和8年を想定したときに今のところ支給決定者数は3,799人を見込んでいます。ですので令和8年度までに非常に高い目標とは思っておりますが、そこにつけていきたいと考えています。ただ、今までこちらの周知もあまり上手でないような状況の中でなかなか広がりが見せられていないことも考えて今回、通るか通らないかは別にして安全・安心プラン作成については個別に少し予算要求しております。まず作成をしていただくにあたって、少しお金をつけていきたいということと、では作成者は誰になるのかを考えると、やはり計画相談の方々を中心に考えていきたい。それはなぜかというと、実際にサービス利用計画を作っていただいている方がいるような状況の中で、実際に避難するとか何かあったときの危機回避的なことも含めたところのアセスメントは大事になってくると思っております。我々としてはここに書かれている安全・安心プランの①②の部分、サービス等利用計画の基本情報の

ところとかなり重複している部分がございますから、安全・安心プランとサービス等利用計画をセットで考えていきたい。それによってセルフ率を少しでも下げていくという効果も期待していきたいと考えています。そのためゆくゆくは3年間という当初の目標を立てますが、この安全・安心プランとサービス等利用計画をセットにして、安全・安心プランを作っていただいている方についてはサービス等利用計画の基本情報はいらないかと思っているので、そういったところで、少しでも作成していただく方々の負担を減らしていきたいと考えております。

(村松委員)

今の話に関して、サービス利用計画は安全・安心プランがあればいいのではないかという話もありましたが、そうではないかと思えます。先ほどのコミュニケーションの部分はとても重要という話が出たのでそれに関わって、特に人工呼吸器をつけている重度の障がい者については、コミュニケーションは難しく、例えば、まばたきや文字盤という形しかないので、これについては非常に項目としてかなり必要だと思っておりますので、先ほどの方に重ねてぜひお願いしたいと思えます。それと、人工呼吸器の患者さんはそこまで多くはないとは思いますが、レアケースなのでなかなか取り上げられないためお話しておきたいと思えます。医療従事者が福祉避難所あるいは避難所に来ることもありますが、人工呼吸器の患者さんは皆さんよくご存知の4色のトリアージタグが、おそらく情報がきちんと伝わらないと、呼吸をしてないものということで黒をつけられてしまう恐れがある。これは患者の中でも非常に心配をしているところです。電源の問題と非常に絡んできますけれども、電源確保をしないと、当然亡くなってしまうわけですが、電源を確保していても、自発呼吸がないわけですから、この情報は生死に関わる問題ですので、非常に重い問題です。そういった問題もあるということだけはぜひ伝えてくださいと他の患者さんからお話がありましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(小野田委員)

安全・安心プランの③の作成について、先ほど石井委員からもお話がありました。ケアマネさんたちの動きが複数あったかと思いますが、担当区域が多い介護支援専門員のケアマネさんと私たち相談機関が市内に点在し、その全域を相談員1人でカバーしているようなところではやはりフォローの仕方が変わってくるかと思っていて、この民生委員さんのところを安全・安心プラン③を作成するにあたり調べましたが、結局自治会まではわかりますが担当民生委員はどちらにいらっしゃるかわからないことがあり、そのあたりは普段これの作成にあたりご家族、ご本人がこの民生委員さんの顔合わせができればいいか思っているところなので、その過剰な期待という部分については私達もすぐにたどり着けないところがありますので、同じ立場かとは思いますが、一緒に作っていくというところでは、協力体制が揃っていますといったことが示されればいいかと思っているところです。そのため配慮はしつつも一緒に協力できればと思っていたので発言させて頂きました。

(船山委員)

先程、安全・安心プランを策定する方は相談支援専門員を想定していらっしゃるってことでしたが、普段の日常スポットで割と相談支援専門員の方と関わられるので、総合的な支援方針のようなところを計画立てするとき、安全・安心プランも十分作成は可能とは思っていますが、割とサービス提供事業者としては、その辺の相談支援専門員の方とのやり取りや連携のところはますます叫ばれているところですが、こういったものを作成していただくときに、やはりもう少しいろいろなやり取りや連携というのは、他の社会資源としていく必要があって、また総合的な支援方針が手元に届かないということもたまにありますので、そういったことも鑑みて、実施していただきたいと思います。シート自体はとてもいいものだと思います。以上です。

(新城委員)

素朴な質問ですが、私は湘南台に住んでいますが民生委員と一度も会ったことがありません。この場合は安全・安心プランは誰が作るのかがはっきりわからないというのと、それから危機管理課で作成する個別支援計画との関係はど

うなっているのか、危機管理課の方は障がい者のことはわからないから別ですと言われたときに、今度はこの安心・安全プランでは私も多分引っかかってこないとなると、私のような立場の人は、どこも引っかかってこないような気がしてしまいますけれども、その関係はどう考えたらいいか、ご質問です。

(事務局：鎌田)

まず作成者については先ほど計画相談の方々を想定してお話しましたが、当然その計画相談の方々とも、接点がない方がいると考えております。ただそうしたときにその人たち作らなくていいのかというのではなく、そういう場合には例えば委託の相談支援員の方々や基幹相談の方々にもお手伝いをしていただきたいと、対応を考えていきたいと思っています。また、基幹相談を中心に今計画相談や障がい児相談支援の事業所と毎月のように会合連絡会を設けておりますので、サービス等利用計画のみならず、安全・安心プランの作成の際には、その他の方々との関係性を良好に保っていくことも非常に大事になってきますので、意識づけを少しそういった場でもお願いしていければと考えております。

(事務局：臼井)

私からは2点目の危機管理の事も含めてお答えをしたいと思います。今の支援者側のお話は極端な話、ご家族やヘルパーと一緒に書いていただける方がいれば当然私どもも一緒に書きますのでそこは補足をさせていただきます。また、危機管理課では、要は全体の枠組みの中での個別避難計画の作成対象は非常に限られた方になっています。あと個別避難計画との違いというところで申し上げますと、一つは冒頭ご説明いたしましたけれども個別の避難、要は避難所に行くまでの計画になっていますのでその先のことが全くない個々の特性とか、こう接した方がいいというようなコミュニケーションの話もたくさんいただきましたけれども、そういったところを取り立てて書くような場所がない状況になっています。あと個別避難計画は今、共助の延長で作っているのですが、災害時の避難、要支援者名簿を受け取っている自治会さんが前提になっていますが、この安全・安心プランについては、自治会の加入未加入とか、名簿がある

なしに関わらず全部不安がある方というか、支援が必要な方を対象にしていき
たいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(新城委員)

例えば私のような立場の人は視覚障がい者の人たちにはたくさんいるかと思
いますが、セルフプランで私の場合は同行援護だけ利用している状況で、そう
すると今の話はどこにも引っかからないで自治体からも何か要支援者名簿から
も自治体からも外れていますし、ここはどうなるのでしょうか。

(事務局：鎌田)

ご心配のように、セルフプランとなると計画相談の方々と接点がないことには
なりますので、例えば湘南台であれば北部の担当は市民センターに入ってい
る「かわうそ」になるので、そういったところで作成のお手伝い、もしくは直
接我々や基幹も含めてフォローはさせていただきたいと考えております。

(新城委員)

そうすると、作成主体は例えば新城個人になるのでしょうか。

(事務局：鎌田)

主体は個人です。

(新城委員)

私のことですが、作成するのは私の責任で作るということですか。作成主体
は私ですか。

(事務局：鎌田)

作る、作らないということを発信はしていただかなければいけなくなりま
す。

(新城委員)

作ってほしいということを出すということですか。ではどこに出すのです
か。

(事務局：鎌田)

その場合は市でもいいですし、先ほどお伝えしているかわうそでも大丈夫で
すし、また基幹の「えぼめいく」でも大丈夫です。作るのが動きやすい人がな

るべく早い段階で作れた方がいいと思うのでそこは臨機応変に対応をさせていただきたいと思っています。

(新城委員)

そうですか。

(石渡代表)

すみません、進行の都合上、さらに疑問等ありましたら直接事務局等にお問い合わせいただけますでしょうか。

(新城委員)

まだプランの方向性について明確な疑問が出てきてしまいましたので結構です。別のところでまた質問、またセルフプランの方についての検討はまた事務局お願いをしたいと思います。

(石渡代表)

安全・安心プランについての大事なご意見をたくさんいただきました。この辺りを踏まえてさらに形式の検討をお願いしたいと思いますけれども、最初に奥田委員から安心・安全プランを拡充するために、皆さんからご了承というお話もありましたが、さらにいろんな修正があるかと思えますけれども、こういう充実した内容で個別支援計画を作っていただくという大枠については、多分皆さんご了解いただけているかと理解しますが、この了承というところについて何か特にご意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局：鎌田)

今、代表の方からお話がありまして、こういった趣旨といいますかそこについては、ほぼご了承いただけたところではあると理解はしていますが中身の部分で、先ほどの項目欄が足りていない部分とか、そういったところがございまして、事務局の方でも今日いただいている意見、特にそのコミュニケーションの欄などを付け足した形でもう一度委員の方々にはブラッシュアップしたものをもう一度データでお送りさせていただいて、また何日か設けてご意見

いただく中でやり取りをさせていただいて世に出していければと考えております。そのような流れでよろしいでしょうか。

(石渡代表)

事務局の修正をしていただくところも含めてこういう計画を作るという、協議会として認めるということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、ここで休憩に入ります。

(休憩)

(2) 講演会について

(石渡代表)

それでは再開いたします。協議事項の2番目、講演会について、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田)

協議事項の二つ目に関しましては特別、今回資料を用意しておりません。まず委員の方々にお伝えしていきたいのが、今回新しく、現行の障がい者プランが2026の中間見直しを行っております。今回策定して完成したときにこれを市民の方や事業者の方々にも、こういったものがあることをお伝えしていきたいと考えておまして、そのための市民講演のようなものをやりたいと思っています。実施時期としては、計画が完成するのが3月を想定しているので、その時期を考えております。この企画に関して計画検討委員会ではこういうことをやりたいですが、皆さんのお気持ちどうですかという確認をしていたところそれは構わないというお話はいただいていた、ただ協議会の方々の了承を得ていかないと勝手に進めていけない部分もございますので、協議会の名前を使ってそういったものができたらと考えております。そのことをまずはやっても大丈夫かということについての了承を今日いただければと思っていますので、よろしく申し上げます。

(石渡代表)

今のお話に関して、皆さん了承でよろしいでしょうか。はい。それでは、ぜひ具体化していただいて、良い講演会ができればと思います。

(3) 総合支援協議会等のあり方について

(石渡代表)

続いて協議事項の3番目、総合支援協議会のあり方について事務局から資料4の関連でご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料は4-1になります。前回までの決定事項といたしまして、まずは協議会の役割についてここは前回までのところで確認ができていると思っています。総合支援協議会と計画検討委員会については各々独立した会議として設置をしていくこと、それから協議会は計画検討と情報共有した共通課題の解決に向けた体制整備について協議をするという内容だったと思います。

次に本会議専門部会運営会議で構成される形で進めていきたいということで続いて専門部会及び運営会議の役割についても前回、前々回のところで確認ができたというところです。専門部会の委員の方々については、設置された部会の委員となっていただくということ。それから、当事者等の委員につきましては、福祉団体連絡会、それから難病対策協議会地域協議会の代表者が僕は参加をしていただきたいと思いますと考えております。

また、総合の会議報告は、計画検討それから差別解消も含めて会議開催後はこちらでも報告をしていただいて、こちらの会議の状況もそれぞれの会議には伝えていくというところで確定できたと思っています。

ご検討していただきたいことは、これまで決めてきたことを最終的にどういった形で実現していくのか、肝になってくる専門部会のところについてです。

事前にいただいたご意見を基に、資料4-2の案を作成しております。

まずは今後の方向性として、内容で良いかどうかについて今日はご意見をいただきたい。できれば本日確定ができるといいかと考えております。また事前

にいただいたご意見につきましては事務局としての考えを4-3にまとめておりますのでそちらをご確認いただければと思っています。

その他のところで、専門部会についての事務局の考えとして、まずは総合支援協議会の委員の方々がどの部会に入っていくのかにつきましては、やはり関心のあるところとか、それまでの生活やお仕事の経験上で知識経験のあるところをやはり選んでいただきたいということがありますので、ご希望は伺って振り分けられるといいかと考えております。

それからオブザーバーとして設置されている専門部会のところに、その分野のスペシャリスト、非常に知識や経験や豊富な方をオブザーバーとして呼ぶことも想定はしております。それから、やはりいろいろな部会がバラバラに動いていくこととか、なるべくタイムラグなく情報を仕入れていただけるように、全ての専門部会につきましては傍聴可能としていきたいと考えております。

最後になりますが、専門部会同士の連携を深められますように運営会議や本会議において、きちっと報告をして例えば様々な障がい特性やお立場の方々がいらっしゃるとは思いますのでそういった中で、きちっとそれぞれの特性が活かせるかどうか体制の構築に向けて多角的にご意見をいただけるよう意見聴取をしていきたいと考えております。

(都築委員)

二つ、三つあります。まずは質問です。事前提出した意見を元に4-2を作りましたということですが、どこに反映されたのかが一つあります。回答の4と4-9と4-10で発達障がいという文言を追加していただけると回答いただきましたが、新たに4-2が入っていないことが一つあったので、これを改めて確認したいことと、もう一つは、暮らしのところに強度行動障がい重点項目として入っていますが、相談体制とネットワークの重点項目としても、強度行動障がいを入れていただきたいという点があります。暮らしには入りますが、ここだと個々の対応が重視されてくるかと感じました。下の者は支援の仕組み作り、個々の対応の以前に支援の仕組み作りがまず必要だと思いますので、こちらに重度行動障がいに関しても入れていただきたいと思っています。

発達障がいはいは小さいときから社会参加する様々な場面での社会経験がもとに成長して育っていくという形があります。様々な段階で、適切な支援がないと、そこで問題行動が積み重なっていくことがありますので、全ての場面のところで支援が重要になってくると考えています。それと、この強度行動障がい为重点項目に入ることが必要だと思っているのに入っていないことに関して、発達障がい地域支援会議があつて、そこで様々な意見が出ているかと思えますけれども、ここに出ている意見がなかなか反映されてきていないのではないかと感じています。どこの部分で、発達障がい地域支援会議の意見が集約されてくるのか、こちらの方で確認していただければと思います。

(石渡代表)

今のご意見に関して、私もこの資料4-2を見て、私達の意見がどこにどう反映されているのかが非常にわかりにくいというのが、率直な感想です。そもそも、事務局として専門部会は4つと色々な資料から私は理解しましたが、良いものを作るといったことが資料からは明確になっていなくて、私はまずそのあたりからきちんと報告をしていただけるものだと思っていましたが、今までの説明からは理解できません。そのあたりも踏まえないと今の都築委員のご意見もなかなか、どう反映するのか私も見えていませんが、補足をお願いできるでしょうか。

(事務局：鎌田)

まず事前にご意見いただいていたものが、子どもと権利擁護について部会をつけてはどうかというご意見をいただいていた。それに対する回答といたしまして、まとめ方としては、子どもの部分と権利擁護の部分についての回答は、設問1の部分などで回答して増やしてはいかないような形でまずは状況としてお伝えをしたく、あまり見た目変わったような形には見えていないということが出てきていると思います。また、名前の部分についても実はそのシンプルに何をするとところよりは、括弧書きのところの方がわかりやすくていいということもございましたので、そこについてはそういった形で残していけるといいかと思えます。その他の部分の今回ご質問やご意見が多くて、それが4の部

分になりますが、全体的なところについて抜本的に何か変わるかわからないかという形になると、最終的に変えづらかった状況からのお示しです。

(石渡代表)

変えていただかないと議論にならないと私は思います。前とほとんど同じような資料が出てきたので保護者の意見がどう反映されたのかがこの資料の4-2からは読み取りにくかったです。その括弧の中に専門部会であるとあるということは、相談の部会とネットワークの部会と就労の部会、暮らしの部会、そもそも専門部会としては、事務局はどういうものを作るのかもう少し明確に今の案としてお伝えいただきたいと思いますが、何か今までの説明では私には理解できません。

(事務局：鎌田)

事務局の考えとして部会は四つ想定していて、相談する相談体制それから繋がるネットワークの部分と働く括弧就労の部分と暮らす暮らしの部分で想定をしています。その中身については、基本目標の1の、尊厳を守り合う社会作りというところ、そこをベースとして、横串のような形で共通の意識としてそれぞれ相談の、例えば2の別表目標の相談支援、支援体制の強化の部分では計画に合わせて表現をすると相談支援の強化それから連携による新体制の強化、あとはその子どもの部分の早期発見、乳幼児期における療育・発達支援の充実や切れ目のない障がい児支援の充実というものを、内容として取り扱えるような相談するというカテゴリーで一つ設けていけるといいかというところが一つあります。それから、「繋がる」の部分では同様に、基本目標2の連携による支援体制の強化、それから2-3の新サービス提供体制の確保といったものをさらに基本目標4の障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実あとは基本目標6に関係する保育、医療体制の確保などがその繋がるというところの中身として取り扱われるといいかという想定で、この表は示しております。それから3つ目の働くについては基本目標の5の部分の就労等への参加、活躍支援の推進というところから、国の方でもまた新たな就労のサービスを設定していくこともありますので、一つ項目として部会の委員の方々からのご意

見も含めてここは一つ設けております。最後、暮らしにつきましては、主に基本目標3のところが集まってきていて、1人1人に必要に応じた支援の推進、それから障がい福祉サービス等の充実、暮らしの場の支援確保といったところの内容を中心に検討をしていけるようなものができていくといいかというところで、表にまとめてみました。

(石渡代表)

具体的に四つの部会は、名称でも結構ですがどのようなものをお考えなのでしょうか。相談体制、ネットワーク、就労、暮らしというカテゴリーはわかりますが、暮らしとは本当に漠然といろんな広がりがあります。就労をとってもそうなので、何かそれではあまり私は専門部会というイメージができませんでしたが、他の委員の皆様もご意見があるようで、村松委員がまず手を挙げてくださっています。お願いします。

(村松委員)

私もこれ意味がわからなくて、送りいただいたときは従来の形の4部会ではなく全く形を改める形でした。例えば私が出ているところからの問題意識から言うと、結局どれも出たくなってしまうんですが、四つ全部出るのは体がもたないので、優先順位をつけるとはいってもどれも重要だと思っているので、この分け方は非常に自分としては困るという感想です。

(事務局：鎌田)

今年度に入った頃、専門部会をどのように決めていくのかという協議の中でこのような流れで決めていきたいというご説明をさせていただいていたと思いますが、この事前のところでも専門部会をどのように決めていくのかというところ、当時使っていた資料を同じように検討してご意見をいただいていたところで、実は専門部会の設定に関しては、議論の中身を今年度はここだけをやるといように縛っていきたくないという観点でいう幅広に議論がしっかりと引き継がれた委員さんたちでも選べるように幅広に設定をしたつもりです。その中で共通の課題として重要なものを委員の方々とも一緒に決めていって、3年間の有期で目標設定をして、課題解決に向けて進めていきたいと考えていまし

た。何をどうやっていくのかについては、当然その共通課題としての項目はこの表にあるようなところで、施策の方向性や施策の柱と方向性をそういったところの項目しか書かれていませんが、その中身で足りていない部分をどうやって体制構築をしていくのかを来年度皆さまと一緒に選んでいきたかったということがあります。ネーミングが曖昧なところにはそのような背景があります。続いて、都築委員のご質問への回答になりますが、資料の4-3の10番のところで、このところで書かれている内容が、もう計画書そのもの素案のことだという理解をしております、そちらの方に反映をさせていただくことで考えています。例えば発達障がいについては、検討シートの中の4-3のところも修正しつつ、それがそのまま素案の方に反映される形にはなりますので、文章のような形で項目をまずは変更していくといったことを説明文の方に発達障がいのことは別途記載をしていきたいと考えています。ただ、委員の方々に今回お配りしているものが、ここは申し訳ありませんが修正前のものが多分行き渡っていると思いますので、今回もう既に直したものを構成し直して、綺麗な形で整えていく流れにはなっております、そこも含めてもう一度計画検討委員会の皆様にも、ここをこう直しましたという情報提供をして、了承を得られたときには世に出ていくという流れは作っていきたいと思っております。

(都築委員)

発達障がいは入ることもあるし、入らないこともあるような回答をされてしまったので、もう一つ一つ確認して順次に入れていただきたいような気持ちになります。

(事務局：鎌田)

重度という観点で考えると、その重度の中身を考えたときに、当然その発達障がいがある中でも、すごく重たい方とそうではない状態の方々いらっしゃると思います。そこは入る場合と入らない場合もあるのではないかという回答の形にしています。あと、支援会議の意見もあったと思います。ここにつきましては、今年度については会議の進行状況も含めて基本的には相談支援部会など

を通じて吸い上げていくことで考えていましたけれども、会議の中でなかなかそこをうまく吸い上げられていない現実的な問題があったと思います。ただ来年度以降については向こうの会議のことにつきましても、今の状態のままでは進むべき方向に向かって、どんどん進めているような状況ではないと我々も考えているのでそこは会議の方の軌道修正をしていくとともに、実際に来年度の専門部会に向けて検討された内容について運営会議などを通じて情報を届けていき、検討されている内容によって、そこに話し合いが必要な部会にその情報を下ろして行って、その中で発達のことについてのご意見を募り、こういったことが出ていますということ伝えていく。さらには運営会議でその情報共有ができれば、親会議、本会議のところでも発達の代表の方、発達自閉症児親の会の方々も、委員の候補としていらっしゃるのですそういったところでも発達障がいというものの視点でご意見をいただけるようになるといいかと思っております。

(石渡代表)

ありがとうございました。この最初の説明のときの差別解消の協議会や発達障がいの方の協議会と連携するといったご説明だったと思いますが、そこへそれぞれの協議会でどんな議論がなされていてどういう方向に向かっているかの二つの協議会の情報が今まで入ってこなかったもので、その辺りの情報もぜひ、いただけたらなと思いました。

(事務局：鎌田)

代表おっしゃるとおりそこについては、まずは運営会議のところを吸いあげて、発達も差別解消もそうですし、計画検討も会議のタイミングはそれぞれバラバラだと思いますので、こちらの会議の開催に合わせて情報共有をしていくとともに、先程のお話ではないですが、運営会議でのご意見をまずはいただく。それから本会議の方でもそれについてのご意見をいただいてそれぞれの会議にフィードバックをしていくというところが今後の協議会とその他の会議の関係性の規模になってくる部分としてそこを実施し、進めていきたいと思っています。

(都築委員)

運営会議も計画決定の情報をたくさんしていただきますが、本当に教育界の方の差別や発達についての情報がなかったので、ぜひお願いをしたいと思います。

(村松委員)

先ほど当事者委員としては非常にこれを入りにくいという話をしたところですが、この決定に至るまでに当事者側からも賛成は多かったのでしょうか。

(事務局：鎌田)

委員の中に当事者がいるという、この事前の質問の他にという意味でしょうか。

(村松委員)

この四つの分け方を案として出されているわけですが、この案を、相談する、つながる、はたらく、くらすというこの部会になりますということについて当事者委員からすれば非常に入りにくいということを申し上げているわけですが、他の当事者委員の方からもこれについてはこれでいいですという承認なり意見がこれまでに吸い上げられているのでしょうか。

(事務局：鎌田)

まず事前のやり取りの中では、今手元に誰々委員というところまで細かく出せていませんが、こどものところの部会に付け加えてくださいとかそれから権利擁護のところは別出しで必要ではないかのご意見をいただいていた。この分け方を例えば、こういう分け方になるのではないかというご意見もありましたし、これでは困るというご意見はいただいていませんでした。

(村松委員)

当事者としてはいろんな当事者が出ているのでわかりませんが、例えば私が出ている神経難病系の当事者が考えるとすると、これだと全部問題抱えているわけになります。そうしたときに、結局どこか一つに出るということになる、他の部分ではその課題について発言できなくなります。

(事務局：鎌田)

そこにつきましては各部会での情報、発言は大事にはなってくると思いますけれども、その情報は必ず本会議の方に、運営会議本会議の方に上がってきますので、本会議にそのために数多くの障がい種別とかも含めた形でなるべく当事者等の方々多く呼んでおりますので、そこの中でご発言いただき、各部会に親会からの意見ということで戻していくことで、情報を親会と専門部会の中でもやり取りしながら、検討をしていく。例えばその難病の方についても、例えば村松さんのように代表の方がとある部会に出ている、親会にも参加していただくということで親会での発言がきちっと各部会に伝えられていくように、そういった流れを想定はしております。

(村松委員)

こういう区分けについてどのようにするかについて、当事者目線での区分けということは念頭にありましたか。

(事務局：鎌田)

まず当事者目線という言葉を使うのであるならば、まず数多くの方々にそこに参加していただいて、お話にどうやったら多く参加していただきつつ、それぞれのところでご意見をいただけるかは考えていました。そのカテゴライズそのものに関しては、その当事者の立場で考えたつもりではありましたが、それこそどれも大事な要素かとは思ってはいて、共通課題の中から出てきている重要項目を区分け、グループ化していくときにどちらかというグループ分けそのものはその視点で分けておりますので、そういった流れでカテゴライズしています。

(村松委員)

納得はできないのですがとにかく、非常にこれだと困る、どれだけ反映できるのだろうかということは、前の部会だと相談部会と就労部会がそのまま残っているわけですけど、重度障がい者部会もなくなるわけですね。そこで話すことについてはある程度、統括される内容について話すことはできましたが、もしそうなる分散されてしまうので、はっきり言って私は介護も含めて家に拘束されていることが多いのでたくさん出られません。そういうところを配慮

していただくことが当事者の置かれている環境を考えていただける一つの要素ですし、そこも聞かれていないですし残念だなと思います。

(石渡代表)

私も当事者の人と違いますが村松委員と同じような疑問を持っています。この資料の4のご意見の最後の4-15に、発信するときにもう少し整理をというようにご意見をいただいています。私も全く同感で、何回かにわたってご意見を募集しますというのが送られてきましてそれを見て、どこが違うかも確認に努めました。私は理解できませんでした。そして縛りたくないという趣旨はとてもわかりますが、議論する場合はもう少しこう整理してこのことについてどうですかという語り方で結論をすぐ出すということではないと思います。が、そのように提示していただかないと、何について議論していいのだろうか。が悩んでしましまして、進行役としても、委員の皆さんにも申し訳ありません。がこれが正直なところで、やはり専門部会のあり方についてご意見をいただかなければと思いますが、ご発言いただけますでしょうか。

(松井委員)

このあり方について今年度、何回かこの議題になって話し合われてきたと思いますがそれで毎回感じるの、今日それが噴出したのかという感じがしますが、わかりづらいというところが一つあります。何がわかりづらいかというところ、そもそも協議会というものが何をするためのものなのかというところに立ち返ってしまうと話が大きくなってしましますが、先ほど他の専門部会の情報が話し合われた結果どこに上がっていくのかそれがどこに反映されるのか。そういう整理の中で、1回の会議で大体2時間、年に数回行うものだと思います。ので、発信の部分については、やはり整理が必要だろうと目的とそれに対するゴールみたいな部分の作りがしっかり皆さん見えてないと、迷走してしまうだろうという印象があります。意見の4の15番を書いたのは私ですが、やはり読み取りの事前意見を求められた資料のパワーポイントできたふじさわ障がい者プラン2026中間見直しの重点推進項目検討シートで6ページありますが、非常に文章量も多いし、これが全体の中のどういう形で捉えればいいのか

一つと、内容の理解は読めばある程度わかりますが、それを専門部会という四つの区分けにしたときに大きく包括するような専門部会のお名前になっていて、何となく優しい雰囲気、ひらがなで書いてありますし、そういうのはわかりますが、ただ問題はやはりこれを出したときに、当事者の皆さんが何の役に立っているのか、これ見ても全然わからないというご発言がもし出てしまうのであれば、もう一度考え直した方がいいかと思います。今日の協議会で承認する話にすんなりならないと思いますので、これ多分質問もしづらいかと思います。いろいろなモヤモヤした気持ちを各委員の皆さん持ってらっしゃるのかと思います。脈絡のない質問をしてもしょうがない気もします。ちょっと足踏みしているのではないかと聞いていて感じました。そのため今日、何か結論というわけではありませんが、出てきた様々な方のご発言を踏まえた、次の事務局からの発信に対して事前に事務局なのか運営会議なのかわかりませんが、そういう見方で発信の仕方も含めて、検討した方がいいかというのが私の意見です。

(西岡委員)

私は当事者ですけれども、いろいろメールで資料を送っていただき、それを拝見しつつもなかなか理解が追いついていないのが正直なところです。あまり意見を返信することもできてはいませんが、今日の資料4-2の相談する、つながるは、非常に関わり大きい部分だろうな、どういう違いがあるのかということ、文面からこれをどういう区切りで分けるのかとか、どういう人が出席するのかということ、読み取れない部分もあるかということ、皆様の議論を聞いて自分も感じたところではあります。ですので、今までからこれからの変化点がもう少しわかりやすくなると、より皆さんの意見も出やすいのかと思いつながりながらお聞きしていました。

(石井委員)

私もこの表をいただきまして、どのようにこれを理解したらいいのかすごく迷いました。考えましたが、今皆様のご発言を聞きながら、それから事務局の考えもお聞きしながらも、併せてその非常にわかりにくいのが感想です。村松

委員がおっしゃったものは本当にそのとおりだと思って、どの部会にとっても大事なことが全部の今までのあの専門部会に入っている方は、多分大事だから全部出なきゃいけないと思われるような分け方ではないのかと思います。私も当事者ではないし、専門機関でもない私ではございますが、どこに入ったらいいのかと考えます。ですので、事務局の考えとしてはどの会でも大事なベースは一緒だということは理解できるので、どの専門部会の方でもそこで発言できると捉えていらっしゃるとは思いますが、それをどのように皆さんで共有していくかってことも少し明確になるようなお伺いを示していただければなと思いました。

(齊藤委員)

部会の規模としては四つぐらいということは別として、今回3年間で何らかの結果に答えを出していくことを目的にするような内容もあったかと思えます。そうすると今ここにバラバラとちらばっているいろいろなものが見えていても全部これをやるのは多分不可能だろうと思うので、どこかを焦点化する作業をした上で、部会を始める必要があると思っています。その場合にその焦点化しているところはいいですが、そこから外れたところの扱いをどうするのか。他の総合支援協議会の委員内のいろんな会議がありますので、その会議で課題としてこちらが考えていることを協議していただけているのであればその協議をどうやってやるのか、それからどこでも漏れてしまっている問題がないのか辺りは整理をした上で、かなり焦点化して、これについて集まってくださいというようにしないと、多分皆さん全部必要だという意見は当然そうなってくると思うので、その辺の整理の仕方が必要かという印象です。

(石渡代表)

皆様ありがとうございました。私の意見ですが、資料4-3を読んで委員の皆様から出た意見について、事務局としての考えをこう示していただけていますが、それぞれの意見に対して事務局はこうだ、それ全体としてまとめたときにどういう整理ができるのかというようなまとめ方をしたものが本来資料の4-2になっていいのではないかというようにも思いました。そのため委員の皆様

様からいろいろ託されているのを受け止めて、回答してくださっていることとは思いますが、それをまとめた結果としてこの協議会ではどういう方向に向かえますといった審議、提案をしていただけると委員としても少し議論がしやすくなるかと思いました。その他まだご意見ある方いらっしゃればお願いします。

(戸高委員)

2026の計画書のところの26ページ位がベースになりながら、要するに先ほども話が合った総合支援協議会は何をやるのかというところと、2026の何をここでやるのかといったところの、何がよくわからないかといえばそれが外されているようでわかりづらいという、この書き方自体は多分前から総合支援協議会のところでのこの市の計画に基づいた形でやりますという流れは多分今回初めてかという気がします、その辺の計画と総合支援協議会は何をやるかとその推進の仕方のところで、この計画をどうやって推進するかというところには、市の計画とその心境がどういう関連性の中でどうするのかというのが、多分そこに持っていこうとされているのですが、そもそも総合支援協議会は何を目的にするのかを何か打ち出していただかないと、わかりづらいというのが感想です。

(向井委員)

抽象的なことになるかもしれませんが、資料について行政の立場と、当事者とその家族の関係というのが、ちょうど私もいろいろな病院やクリニックと付き合っているわけですが、病院の理解と当事者がぶつかった場合、どういう結論を出せばいいかということのある病院の副院長さんが、おっしゃっていますけれども、意見がぶつかってどうするかというときは、必ず当事者の立場に立って、その家族の立場に立って判断をする。これは何を決める時もそういうスタンスで、考えていただければいいのではないかと思います。具体的なことではありませんが、どういう立場で判断するかということが非常に大事だと思いますので、そういう意味でもう一言言えば、この表はひらがなで表現されている。最近ひらがなで表現するのが非常に増えている。ところが後

ろの問題、例えばつながる専門部会と言ったら、あまり意味がわからないし、はたらく専門部会もひらがなで書くと、中身がわからなくなります。漢字で出して頂ければ、みんなそれを見ただけで、ある程度理解ができるということもありまして、このひらがな表記っていうのが、いかがなものかということは感じます。

(石渡代表)

皆様ご意見ありがとうございました。そうしましたら、あり方についての議論はここまででよろしいでしょうか。この後運営会議も開かれますのでその辺のところでもう少しどう議論してもらうかを整理して、また次の総合支援協議会が開けたらと思いますので、私も運営の方に入っておりますが、参加されている委員の皆さんよろしく願いいたします。

4 その他

(石渡代表)

では次第のその他の情報提供について、お願いいたします。

(都築委員)

参考資料としてお配りした資料があります。県立中井やまゆり園の強度行動障がいへの支援についての番組がNHKで放送されました。放送に関して資料3種類お配りしています。番組の方も見てない方もいると思いますが、ここに出てきた強度行動障がいへの支援が、今まで親の会や自閉症協会や支援者の方々が積み上げてきたことが真っ向からひっくり返されるような内容が放送されたので、とても驚きショックを受けています。番組内容の検証や強度行動障がいに対する支援に関しては添付した専門家の文章がとてもわかりやすいのでぜひお読みになっていただければと思います。これは県立の施設に関しての支援の間違いについてですが、これは県立の話ですけれど、藤沢市に関してはどうだろうということも番組を見て考えたところがありまして、実際に藤沢市でも強度になる手前の行動障がいでも行動障がいがあるということで、サービスを断られる、自宅を引っ越さなくてはいけない現実が実際にあります。実際にこうい

ったことがあります。行動障がい改善のための仕組みが今現在ありません。先ほど専門部会のところでも言いましたが、こういったことがあるので、ぜひ藤沢市でも、支援の仕組みを作る方向に進んでいって、行動障がいがあっても、強度行動障がいがあっても暮らしていけるような、藤沢市にこれからなっていけたらたらいいなと思っています。

(1) ふれあいフェスタについて

(事務局：鎌田)

ふれあいフェスタについて、12月2日に開催を予定しております。午前11時から午後3時というところで、場所は分庁舎本庁舎を使う形で、催し物等、内容につきましては、体験型のイベントやステージイベント、講演会などを行っておりますので、ご都合のつく方いらっしゃっていただければと思います。

(2) (仮) お仕事フェアについて

(事務局：鎌田)

続いて、昨年度は就労フェアという形で開催をしたものですが、今年度も似たような内容で実施できればと思っています。開催日については年明けてから1月19日、20日で企画をしております。昨年度の状況から少しプラスしているのは、生活介護や自立訓練系のところの事業所もご参加していただいて幅広くお仕事をという視点で見たいのと、あとは市内の企業も巻き込んでこちらを開催ができればと思っています。

(3) その他

(事務局：鎌田)

最後になります。こちらはパラスポーツフェスタということで、来月、23日と26日それぞれによって開催場所が異なりますが、秋葉台体育館23日、秩

父宮で26日というところで開催もありますので、こちらの方もご都合ご関心ある方は行っていただければと思っております。

(石渡代表)

ありがとうございました。他に何か情報提供とかは委員の方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。はい、では事務局続けてどうぞ。

(事務局：鎌田)

今日資料のお配りはしていませんが、圏域の自立支援協議会、それから医ケア児の方のランチ会について、参考資料でつけさせていただいています。一応圏域と市町村ということで繋がりががありますので、関連会議というところでの情報提供になります。代表や副代表に関わっていただいている会議になりますので、その関係でもそれぞれ展開をしているものがありますのでお時間がある時にお読みいただければと思います。

5 閉会

(石渡代表)

そうしましたら、これで議題は以上になります。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局：白井)

大変申し訳ございません。資料も改めて整理して次回ご説明ができるようにしたいと思います。次回会議につきましてはもう年明けになりますが、1月29日月曜日午前9時30分からの予定でございます。会場ご来場の方については今日と同じ会場になりますのでよろしく願いいたします。それではこれをもちまして第3回の総合支援協議会閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上